

## 統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

消防法第8条の2第1項及び同法第36条第1項において準用する規程に基づき、防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）の統括防火・防災管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

## 記

## 1 防火対象物

防火対象物名	
所 在	
管理権原者等 (組織の構成員)	
主要な者等 (代表者)	

## 2 協議内容

## (1) 組織の設置

ア 防火対象物等の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織を設置する。

イ 本組織には、会長、副会長を設ける。

ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事項ある場合は、その職務を代行する。

オ 本組織の事務局は、に置く。

## (2) 統括防火・防災管理者等の選任及び届出

ア 統括防火・防災管理者は、本組織において協議し、選任する。

イ 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名を持って消防署長に届け出る。

## (3) 組織の運営

本組織は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。

ア 統括防火・防災管理者の選任及解任に関すること。

イ 全体についての消防計画に関すること。

ウ 全体についての消防計画に基づき訓練の実施に関すること。

エ 避難上必要な施設の管理に関すること。

オ その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要なこと。

## (4) その他

本協議の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。